

登記事項証明書作製等に係るオペレータ等業務委託について

1 趣旨

不動産登記は、国民の最も基本的かつ重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして取引の安全を図る制度であり、また、商業法人登記は、権利義務の主体となる会社・法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、経済秩序を維持するものです。

このように登記制度は、不動産や会社・法人を法的に管理し、取引や経済活動の基盤を形成し、金融や不動産取引の円滑な運営を支えるとともに、徴税や各種の国家政策の基盤となっているものであり、我が国資本主義経済の基礎をなす私有財産制を支える重要な制度です。そこで、誰もが登記されている事項を確認し、利用できることとするため、不動産登記法等では、登記簿等を公開すべきものとしており、登記所（法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所）においては、この登記簿等の公開に関する事務（以下「乙号事務」という。）を行っているところです。

ところで、この乙号事務を効率的に実施するため、比較的規模の大きい登記所においては、従来から乙号事務の一部（登記事項証明書等作製等に係るオペレータ等業務）を民間に委託して実施しているところです。

本委託は、この乙号事務の一部（登記事項証明書作製等に係るオペレータ等業務）を民間に委託するためのものです。

2 委託の概要

(1) 委託期間

平成22年4月1日から同23年3月31日までの1年間。

(2) 契約の単位

契約（入札）の単位は、原則として法務局・地方法務局単位とし、管轄内の委託対象庁を一括して調達（ただし、東京、大阪及び札幌の各法務局並びにさいたま、千葉、水戸、静岡、京都、神戸、奈良、津、長崎、山形及び青森の各地方

務局に限ります。)

(3) 委託対象庁

14局 35庁

具体的な対象庁は、[「平成22年度 登記事項証明書作製等に係るオペレータ等業務委託対象庁一覧」](#)をご覧ください。

(4) 委託内容

ア 証明書等作製に係る業務

(ア) 窓口請求・郵送請求

- i 電子化されたもの（登記事項証明書，登記事項要約書，コンピュータ化された地図等（図面を含む。）の証明，印鑑証明書その他の事項証明の作製）

請求物件等の特定，請求情報の端末への入力，登記事項証明書等の出力指示及び内容の確認

- ii 電子化されていないもの（複写機による閉鎖登記簿，コンピュータ化されていない登記簿その他の簿冊の謄抄本及び写しの作製）

搬出入，複写，認証文等の付記，公印の押印（せん孔を含む。）及び内容の確認

- (イ) オンライン請求（登記事項証明書，コンピュータ化された地図等（図面を含む。）の証明，印鑑証明書その他の事項証明の作製）

認証文の付された登記事項証明書等の手数料納付の確認，出力指示及び内容の確認

- イ 閲覧に係る業務（閉鎖登記簿，コンピュータ化されていない登記簿，コンピュータ化された地図等（図面を含む。）その他簿冊の閲覧）

搬出入（コンピュータ化された地図等は，前記ア(ア) i に準ずる。）及び引渡し並びに返却された簿冊等の受領及び点検

ウ 管理業務

本業務に係る進捗管理，成果物の品質管理，職員との連絡調整，乙号業務処理用端末及び複合認証機の起動及び終了又は停止，認証登記官名及び日付の出力確認，職員から払出しを受けた地紋紙・印鑑証明書の専用紙の適正な使用並びに業務処理件数統計表(毎日・毎月)の作成及び提出等

エ その他（※規模の大きい一部の登記所のみ）

上記アからウまでの業務のほか、申請書の受領に関する以下の業務を行うものとする。

(ア) 窓口請求・郵送請求

登記事項証明書等交付請求書の受領，印鑑カードの受領（印鑑証明書請求の場合），手数料分の登記印紙の貼付状況の確認，消印，タイムスタンプ処理，郵券の確認

(イ) オンライン請求

請求の有無に係る確認，請求情報の取得・確認，手数料の納付の確認，署名検証の確認(印鑑証明書請求の場合)

3 本委託に係る入札スケジュール

- ① 入札公告日 : 12月 1日（火）から 4日（金）までの間
- ② 入札（業務）説明会 : 12月 8日（火）から11日（金）までの間
- ③ システム説明会 : 12月14日（月）から12月18日（金）までの間
- ④ 入札・開札日 : 平成22年1月下旬

(注) 上記日程は，一般的なスケジュールであり，各法務局・地方法務局ごとの具体的なスケジュールは，[「法務局ホームページ」](#)をご覧ください。